

虐待防止 ミニテスト

問1. 障害者虐待防止法に書かれている虐待の類型を、思いつく限り挙げてください。

身体的虐待 心理的虐待 性的虐待 不作為による虐待（ネグレクト） 経済的虐待

問2. 下記文章につき、正しければ○を、間違っていれば×、どちらともいえなければ△を付けて下さい。

(1) 虐待をした職員は、虐待罪により逮捕・処罰される。×「虐待罪」は存在しない

(2) 一回の不適切な行為でも、虐待と認定される可能性がある。○

(3) 知的障害の利用者が相手であれば心理的虐待が成立することは無い。

×相手が知的障害か否かは無関係

(4) 実習生や派遣職員も、施設で虐待を発見した場合行政に通報する義務を負う。○

(5) 施設には、虐待発生時に役所に所定の虐待報告書を提出する義務がある。

×事故報告書のように報告書を提出する義務は一般にない

(6) 虐待容疑で逮捕・起訴された職員は、施設として懲戒処分しなければならない。

×常に懲戒処分すべきとは限らない（無罪となる可能性もある）

(7) 違法な身体拘束は、身体的虐待に当たる。○ 条文上、該当する

(8) 4点柵のベッドは身体拘束だが、3点柵であれば身体拘束ではない。

×一辺が壁であれば、実質四点柵であり身体拘束となる。

(9) 全身まひで動けない利用者を、車椅子から落ちないように安全ベルトで固定することは、身体拘束には該当しない。△(身体拘束の定義が問題となるが、「特定の利用者の行動の一部又は全部を直接的に制限する行為」とした場合、行動を制限しているわけではないので該当しないと考えられる。ただし定義が法定されていないため絶対の正解は無い。)

(10) 身体拘束をする際は、常に事前に利用者の家族に報告し同意を得なければならない。×家族の同意は要件ではない（事後にも報告することが望ましいとは言える）

問3. 身体拘束が例外的に許容されるための三要件を書いてください。

切迫性 非代替性 一時性

問4. なぜ安易な身体拘束や虐待をしてはいけないのでしょうか。自分の考えを記載してください。

障害者の人権を侵害する行為だから

障害者の尊厳を踏みにじる行為であり、人として許されないことだから

※ 尊厳＝ すべての個人が、等しく互いを人間として尊重する法原理

以上、お疲れ様でした。